

令和4年横瀬町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月) 午前10時から10時45分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	5番	富田哲夫	
会長職務代理者	2番	浅見明仕	
農業委員	1番	武藤量司	
	3番	八木原智宏	
	4番	若林想一郎	
	6番	小泉茂樹	
	7番	町田幸広	
	8番	村越聡	
	9番	平沼邦夫	
	10番	千島孝夫	
	農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
		第2	関口孝夫
第3		石黒夢積	

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第8号 会長職務代理者の辞任に関する件

第4 議案第9号 会長職務代理者の互選に関する件

第5 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 それでは、皆さん、おはようございます。本日は委員全員の方にご出席をいただいております。

会議規則第6条の規定によりまして定足数に達しております。ただいまから令和4年第5回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項により規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

3番、八木原智宏委員、4番、若林想一郎委員のご兩名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第8号 会長職務代理者の辞任に関する件、議案第9号 会長職務代理者の互選に関する件、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第8号 会長職務代理者の辞任に関する件を議題といたします。

ここで、会議規則第11条の規定によりまして、10番の千島委員の退席をお願いしたいと思います。

〔10番 千島孝夫委員退席〕

議長 では、議案第8号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号 会長職務代理者の辞任に関する件について説明いたします。令和4年4月13日付で千島孝夫委員から辞任願が提出されました。辞任

日は令和4年4月25日で、辞任理由は一身上の都合であります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。
続きまして、質疑に移ります。質疑のある方はいらっしゃいますか。
〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第8号につきましては、同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第8号 会長職務代理者の辞任に関する件につきましては、同意することに決定いたしました。
それでは、千島委員の入室をお願いいたします。
〔10番 千島孝夫委員入室〕

議 長 10番、千島委員に申し上げます。
ただいま審議いたしましたところ、議案第8号につきましては同意することに決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。
続きまして、日程第4、議案第9号 会長職務代理者の互選に関する件を議題といたします。
選出の方法につきましては、選挙による方法、推薦による方法とがございますが、どちらの選出方法がよいかお諮りいたします。

武藤委員 推薦でお願いします。

議 長 ありがとうございます。推薦という声があったのですが、ほかに意見はございますか。
〔「なし」〕

議 長 武藤委員から推薦による方法のご意見をいただきました。
皆さんにお諮りいたします。推薦による方法でよろしいでしょうか。
〔「異議なし」〕

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。
よって、推薦による方法を決定しました。
それでは、どなたか推薦をお願いいたします。
小泉委員。

小泉委員 6番委員の小泉です。私は、浅見明仕さんを推薦します。

浅見明仕さんは、長年ブドウ園を経営されており、横瀬町の農業全般にわたって幅広く精通していらっしゃいます。それで適任かと思いますので、推薦申し上げます。

議 長 ほかにございませんか。

〔「なし」〕

議 長 小泉委員より、浅見委員を会長職務代理者に推薦したいとお話がありました。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、浅見委員が横瀬町農業委員会会長職務代理者に就任することに決定いたしました。

浅見委員におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、日程第5、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第10号について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第10号について説明いたします。

議案第10号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は407平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は所有権の移転となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米5区苧米池の西約200メートルのところ申請地になります。この農地につきましては、以前から親戚に当たる譲受人が農地として管理をしており、今回譲り受けることとなったため、自己の所有する農地と併せて今後も農地として適切に管理をしてきたいとの申請であります。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか。耕作目的で農地を所有した後、違反転用などの行為がないか。農業従事者や農機具の所有状況はどうか。これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、

取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号「下限面積要件」につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼良一委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

4月21日午後4時半頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は苅米池の西側です。当日、譲受人の方が作業をされていて、お話を伺うことができました。今回の申請地の北側に隣接する農地は、譲受人の所有で、申請地を含めて譲受人が数十年来耕作をしているとのことでした。

今回親族の間で話し合った結果、現在耕作している譲受人に所有権を移転し、今後も適正に農地として管理していくため、申請に至ったとのことでした。申請書も確認しましたが、条件を満たしていると思われしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、千島委員、お願いいたします。

千島委員 上程されました議案第10号についての所見を申し上げます。

4月21日午後4時半頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。先ほど平沼推進委員の発言にあったとおり、譲受人の方からの話を聞きまして、作付もされて、農地として適正に管理されていることも確認をいたしました。今後も農地として維持していただけるのであれば、事務局の説明のとおり全ての要件を満たしていると思われしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員による所見を終了いたします。
続きまして質疑に移ります。ご意見のある方はいらっしゃいますか。
〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第10号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。
〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。
続きまして、ここでお諮りいたします。日程第6、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件のうち番号3と日程第7、議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件につきましては関連がございますので、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
〔異議なし〕

議長 異議なしと認めます。
よって、日程第6、議案第11号と日程第7、議案第12号を議題といたします。
まずは、議案第11号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号番号1について説明いたします。
議案第11号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに田で、計画面積は982平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり町内の法人で、譲渡人は町内在住の方であります。申請理由は建売住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、町民グラウンドの南西約100メートルのところ申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、建売住宅として転用をしたいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっ

ていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員、お願いをいたします。

平沼推進委員 上程されました議案第11号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

4月21日午後4時頃、補助委員の浅見農業委員と現地確認を行いました。場所は町民グラウンドの南西になります。今回の申請地は、数年間米の作付が行われていないとのことで、道路から一段下がった土地でした。事務局に確認したところ道路の高さまで盛土をして、建売住宅を建設する計画とのことでした。

申請地の道路反対は住宅が並んでいますし、周辺の農地に与える影響は少ないと考えられます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の2番、浅見委員、お願いいたします。

浅見委員 浅見です。上程されました議案第11号番号1について所見を申し上げます。

4月21日午後4時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地は町道、住宅、倉庫に囲まれた遊休農地で、西側に畑がありますが、譲渡人の所有農地ということですし、作付の日照等はあまり問題はないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして質疑に移ります。
武藤委員。

武藤委員 この中で一体利用地として建築予定というふうな形がありますが、当面所有権については進入路の関係で、次回に転用か何かで出す予定なのか。

議長 それでは、事務局のほうで説明いたします。

事務局 ただいまのご質問にありました一体利用地ですが、現地を確認していた

だくと分かるのですが、今回の申請の田の農地につきましては、先ほど説明もありましたように、一段低くなっておりまして、この一体利用地というのが現在南側に建っているお宅のレベルと同じ形になっておりまして、ここは宅地の地目になっている部分をそのまま分筆をして、そのレベルまで上げて全体の利用地を上げる都合上、ここを併せて一体としたいという申請になっております。

武藤委員 ということは、これはもう宅地になっているのですか。

事務局 ここは、登記簿は宅地になっています。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」〕

議長 お諮りいたします。上程中の議案第11号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第11号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第11号番号2について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第11号番号2について説明いたします。

議案第11号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに田で、計画面積は209平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市内在住の方で、譲渡人は町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、町民グラウンドの南西約100メートルのところ申請地になります。この農地について、所有権の移転を行い、自己用住宅として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員、お願いをいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第11号番号2
農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

先ほどの番号1の案件と同じ場所でしたので、番号1に引き続き浅見農業委員と現地確認を行いました。番号1の案件に囲まれた場所に、個人で住宅を建てる計画ということで、特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の2番、浅見委員、お願いいたします。

浅見委員 浅見です。上程されました議案第11号番号2について所見を申し上げます。

番号1に引き続き平沼推進委員と現地確認を行いました。推進委員の発言にもありましたとおり、転用に対してあまり問題はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。
以上をもちまして担当委員の所見を終了いたします。
続きまして質疑に移りたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第11号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第11号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第11号番号3及び議案第12号について、事務局からの説明を求めます。

事務局 まずは、議案第11号番号3について説明いたします。

議案第11号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります3筆です。台帳地目は畑及び宅地で、現況地目は畑、計画面積は1,677.84平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市内の法人で、譲渡人は小鹿野町在住の方及び秩父市内の法人であります。申請理由は建売住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

7ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、中郷6区町民会館の北東約180メートルのところが申請地になります。この農地について所有権の移転を行い、建売住宅として転用をしたいとの申請でございます。

次に、議案第12号について説明いたします。

議案第12号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります3筆です。台帳地目は畑及び宅地で、現況地目は畑、計画面積は1,677.84平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり秩父市内の法人です。

9ページ目を御覧ください。案内図5で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、中郷6区町民会館の北東約180メートルのところが申請地になります。今申請は、令和4年3月17日付指令秩農振第5—216号において、農地法第6条の許可を受けた事業の計画変更申請で、変更内容といたしましては、議案第11号番号3の申請のうち2筆を追加し、計画面積を増やして事業実施したいとの申請でございます。

今回この2つの申請に至る経緯を説明いたします。先ほど説明したとおり、当初議案書にございます1,420平方メートルの1筆を転用し、建売住宅を販売する計画で、当農業委員会で令和3年12月23日に審議し、令和4年3月17日付で許可を受けましたが、資料に添付した計画変更の経緯書にございますとおり、隣接する2筆を追加した事業に変更したい事情が発生したとのことであります。

通常ですと、先に許可を受けた事業について、取消しを申請した後、新たに3筆の農地転用申請を行うという手順となりますが、今回の場合、先の許可に基づき、既に所有権の移転登記を実施しており、取消しができない状況でありました。

県の担当者に確認したところ、許可の取消しができない以上、事業の変更申請を求めなければならないとのことであります。また、計画に追加

された2筆は、登記地目こそ宅地ですが、現況農地として課税上農地扱いであり、農地台帳上も農地としていたため、農地転用の許可手続が必要となる土地でありました。

したがいまして、今回の申請地の所有者、2筆所有の個人と1筆所有の法人が譲渡人となり、事業実施者の法人が譲受人となった新たな5条申請と、既に許可を受けている事業実施者の法人が申請人となった変更申請が対になって提出されることとなりました。

なお、計画面積の増加のみで、計画棟数等について当初申請からの変更はございません。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いいたします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。よろしくお願いいたします。

上程されました議案第11号番号3 農地法第5条の規定による許可申請についてと、議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について所見を申し上げます。

4月22日午前10時頃、補助委員の平沼農業委員様と現地確認を行いました。場所は町民会館の北東になります。先ほど事務局から説明がありまして、今回の申請は令和4年3月に転用許可を受けた計画が、事業面積を増やして実施したいために、手続上新たな5条申請と変更申請が提出されたものであります。この間の経緯につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

令和3年12月23日の農業委員会において、許可相当とする意見が議決された案件の計画変更であり、現地を見る限り周辺に与える影響は少ないものと考えられますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の9番、平沼委員、お願いいたします。

平 沼 委 員 9 番、平沼です。上程されました議案第11号番号 3 及び議案第12号について所見を申し上げます。

申請地につきましては、4月22日午前10時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請の経緯は、事務局及び推進委員の発言のとおりでございます。現地は第3種農地であり、西側に木の間沢、そのほかの三方には住宅が建っており、この転用による周辺に与える影響は少ないものと考えられ、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時42分

議 長 会議を再開いたします。

担当委員の所見を終了いたしまして、続きまして質疑に移ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんでしょうか。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。

なお、一括審議中ではございますが、採決は議案ごとに行います。

お諮りいたします。まずは、上程中の議案第11号番号 3 につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第11号番号 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

次に、上程中の議案第12号につきましてお諮りいたします。議案第12号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達するこ

とに決定いたしました。

ここで、議事録での字句の整理につきましてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時45分)